

広島県告示第千七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
三滝本町一丁目三十五地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	広島市西区	市・区			
町	三滝本町一丁目	町			
大字		大字			
字		字			
地 番	三四〇番	地 番			
標柱番号	標柱一号	標柱番号			
三四二番九	六〇番一二七	六〇番一二八	六〇番一七一	六〇番一二七一	標柱一號
標柱七号	標柱四号及び五号	標柱三号	標柱二号及び六号	標柱二號及六號	標柱一號